

益田市立地適正化計画に係る 届出の手引き

令和 5(2023)年 9 月

益田市 建設部 都市整備課

1. 届出制度の概要

(1) はじめに

益田市では、都市再生特別措置法第81条第1項に基づく、益田市立地適正化計画を令和5年3月に策定・公表しました。これに伴い令和5年9月より、立地適正化計画区域(都市計画区域)内において、一定規模以上の下記の行為を行おうとする場合には、事前に益田市長への届出を行う必要があります。(都市再生特別措置法第88条第1項及び第108条第1項)

この届出制度は、益田市が都市計画区域内の誘導区域内外における誘導施設整備及び住宅開発等の動きを事前に把握し、必要に応じて調整等の対応を検討することを目的としています。

届出をすることが義務付けられている行為

- | | |
|------------------------------|---------|
| ・ 居住誘導区域外における住宅等の開発・建築行為等 | 詳細は P.3 |
| ・ 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築行為等 | 詳細は P.6 |
| ・ 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止 | 詳細は P.6 |

以下の行為について、着手する30日前までに市へ届出をすることが義務付けられます。ただし、立地適正化計画の計画区域外(都市計画区域外)における行為は届出対象外です。

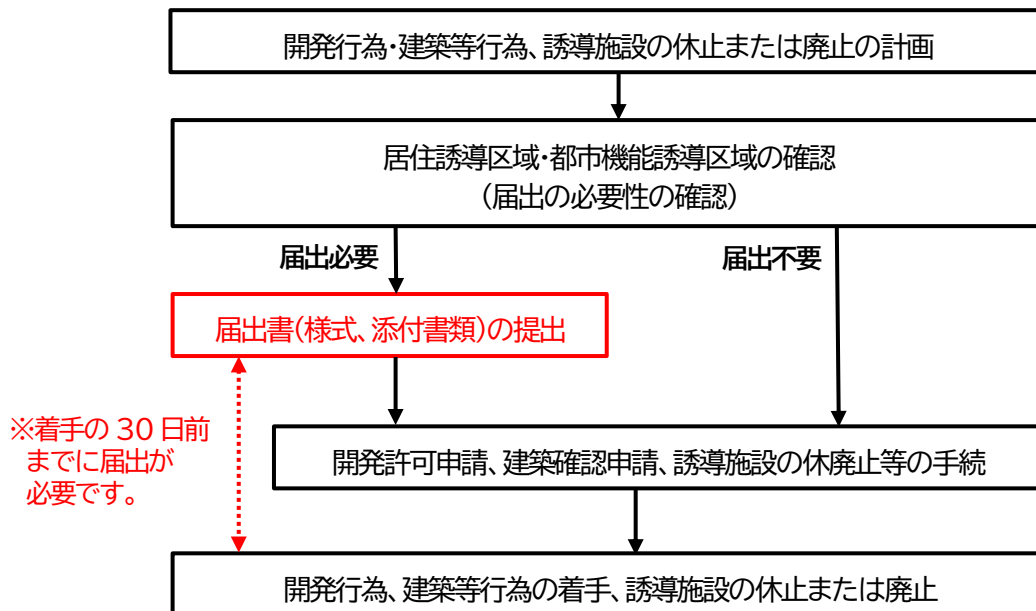
	開発行為	建築等行為	誘導施設の休止 または廃止
居住誘導 区域外 (都市計画 区域内)	①3戸以上の住宅の建築目的の 開発行為 ②1戸または2戸の住宅の建築目的 の開発行為でその規模が 1,000 ㎡以上のもの ③住宅以外で、人の居住の用に供 する建築物として条例で定めた ものの建築目的で行う開発行為※	①3戸以上の住宅を新築しようとす る場合 ②人の居住の用に供する建築物と して条例で定めたものを新築し ようとする場合※ ③建築物を改築し、又は建築物の用 途を変更して住宅等(①、②)とす る場合	—
都市機能 誘導区域外 (都市計画 区域内)	○誘導施設を有する建築物の建築 目的の開発行為を行おうとする 場合	○誘導施設を有する建築物を新築 しようとする場合 ○建築物を改築し、誘導施設を有す る建築物とする場合 ○建築物の用途を変更し、誘導施設 を有する建築物とする場合	届出不要
都市機能 誘導区域内	届出不要	届出不要	届出必要

※立地適正化計画の公表日現在、住宅以外で人の居住の用に供する建築物を定める条例はありません。

(2) 届出の流れ

開発行為、建築行為等に着手する日の 30 日前までに届出書を提出してください。

なお、届出は開発許可申請や建築確認申請等に先行して提出をお願いします。



(3) 留意事項

【罰則規定】

届出の義務は都市再生特別措置法(第88条、第108条)によって定められています。これらの届出をせず、または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合には、30万円以下の罰金が科されることがあります。(第130条)

【宅地建物取引業法に基づく重要説明事項】

法律上の罰則規定があることから、届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した場合には、不測の損害を被る可能性があります。そこで、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければならないこととされています。(宅地建物取引業法 第35条)

【届出の提出先】

益田市 建設部 都市整備課

〒698-8650 島根県益田市常盤町1番1号

TEL:0856-31-0351 FAX:0856-31-1480

【提出部数】

1部

2. 居住誘導区域に関する届出

【届出の対象となる行為及び必要な届出書類】

都市再生特別措置法第88条第1項の規定により、立地適正化計画の計画区域である都市計画区域内の居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、市への届出が義務付けられます。

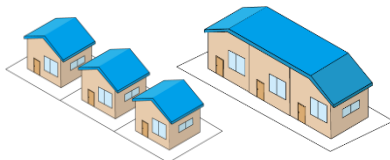
開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為※

①の例示

3戸の開発行為

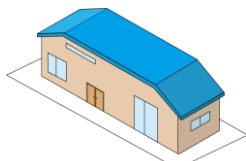
届出必要



②の例示

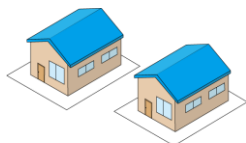
1,300㎡1戸の開発行為

届出必要



800㎡2戸の開発行為

届出不要



【必要書類】

- ・ 届出書(様式 1)
 - ・ 添付書類
- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの
 - ② 設計図で縮尺百分の一程度のもの
 - ③ その他参考となる事項を記載した図面等の書類

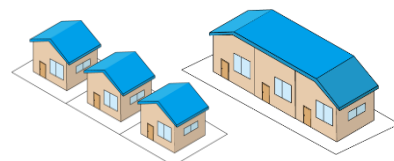
建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合※
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示

3戸の建築行為

届出必要



1戸の建築行為

届出不要



【必要書類】

- ・ 届出書(様式 2)
 - ・ 添付書類
- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの
 - ② 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十百分の一程度のもの
 - ③ その他参考となる事項を記載した図面等の書類

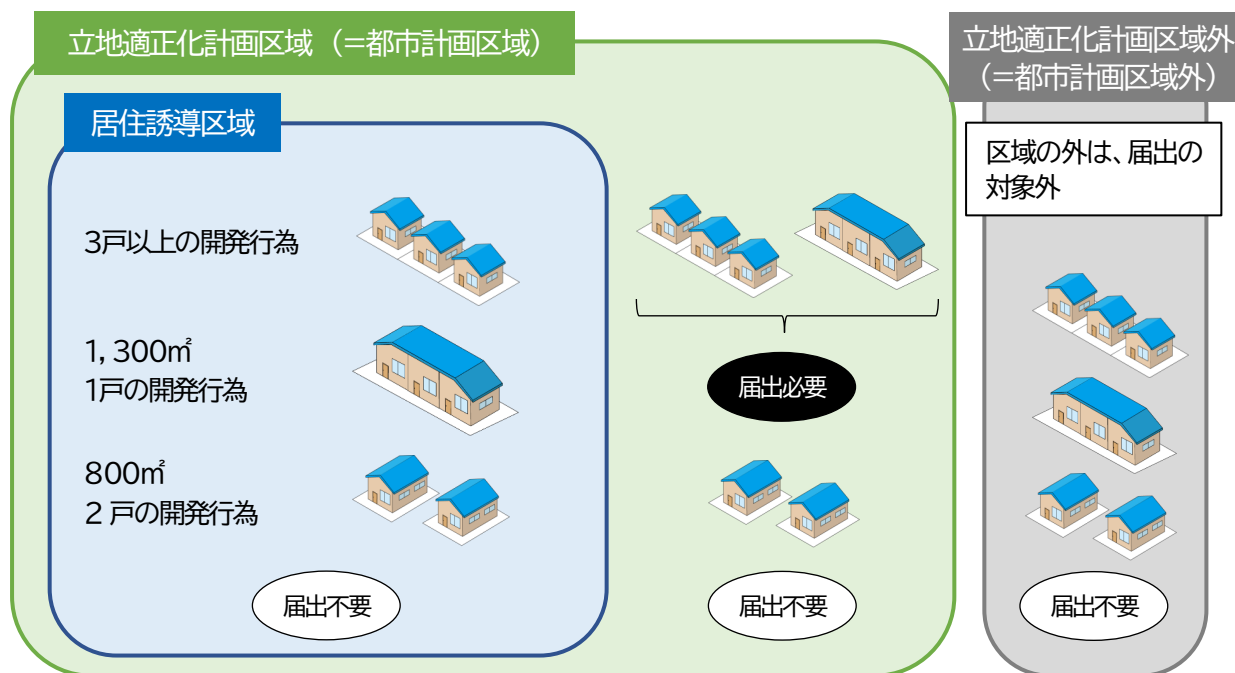
上記2つの届出内容を変更する場合

【必要書類】

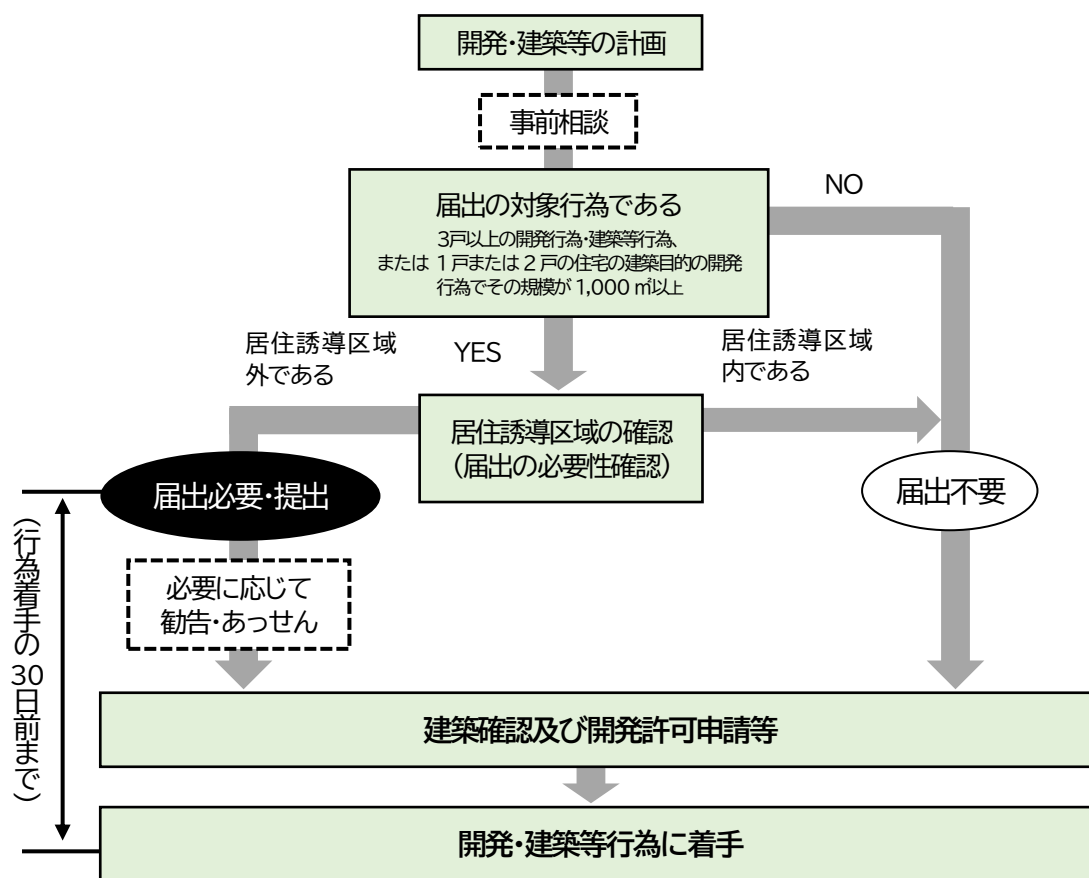
- ・ 届出書(様式 3)
- ・ 添付書類 上記と同様

※立地適正化計画の公表日現在、住宅以外で人の居住の用に供する建築物を定める条例はありません。

【届出の対象のイメージ】



【届出の運用フロー：住宅等に関わる開発行為、建築等行為を行う場合（居住誘導区域外）】



【届出の対象とならない行為】

都市再生特別措置法(第88条第1項)及び都市再生特別措置法施行令(第34条、第35条)の規定により、以下の行為については届出が不要となります。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 同上の住宅等の新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して第一号の住宅等とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

【届出の時期】

開発行為・建築等行為に着手する30日前まで届出書を提出しなければなりません。

開発許可申請や建築確認申請等に先立って届出をしていただくようお願いします。

【届出書の様式】

益田市ホームページから様式がダウンロード可能です。

3. 都市機能誘導区域に関する届出

【届出の対象となる行為及び必要な届出書類】

①都市機能誘導区域外における誘導施設の開発・建築等

都市再生特別措置法第108条第1項の規定により、立地適正化計画の計画区域である都市計画区域内の都市機能誘導区域外において以下の行為を行おうとする場合は、市への届出が義務付けられます。

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

〔必要書類〕

- ・ 届出書(様式 4)
- ・ 添付書類
- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの
- ②設計図で縮尺百分の一程度のもの
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類

建築等行為

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

〔必要書類〕

- ・ 届出書(様式 5)
- ・ 添付書類
- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十百分の一程度のもの
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類

上記2つの届出内容を変更する場合

〔必要書類〕

- ・ 届出書(様式 6)
- ・ 添付書類 上記と同様

②都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

都市再生特別措置法第108条の二第1項の規定により、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止又は廃止しようとするときは、市への届出が義務付けられます。

なお、誘導施設は都市機能誘導区域において誘導施設として設定されている施設に限ります。

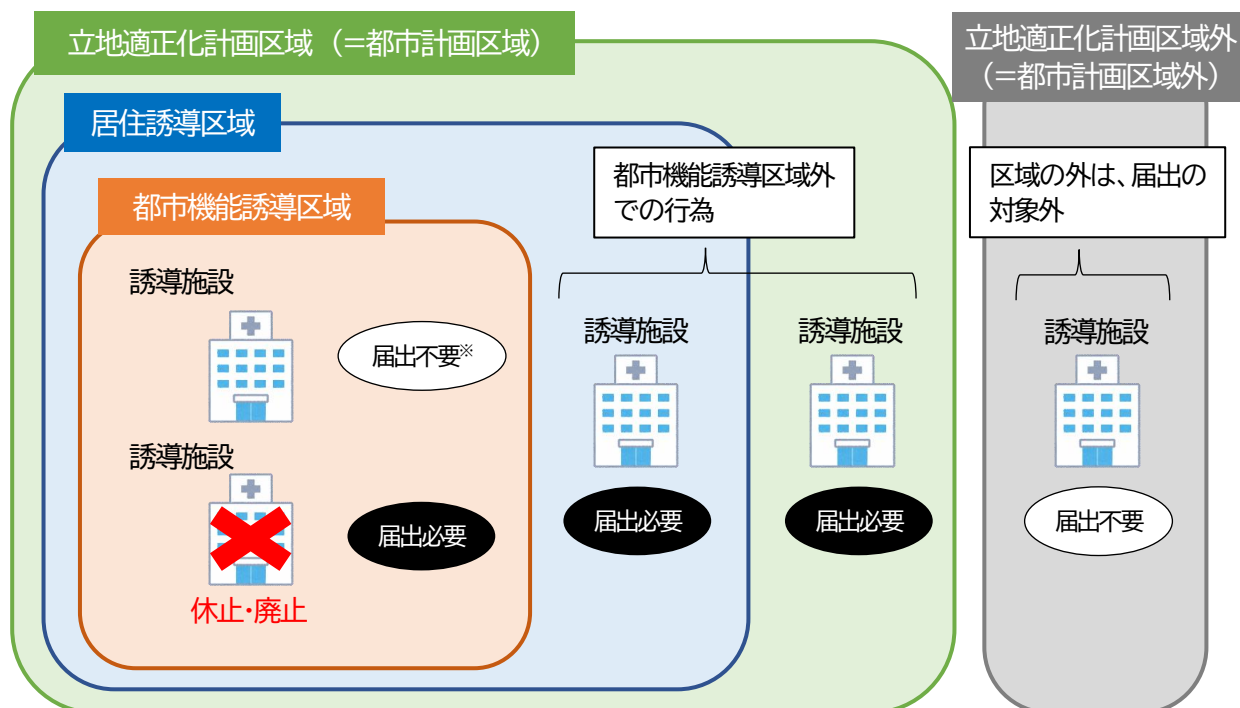
誘導施設の休止又は廃止

〔必要書類〕

- ・ 届出書(様式 7)

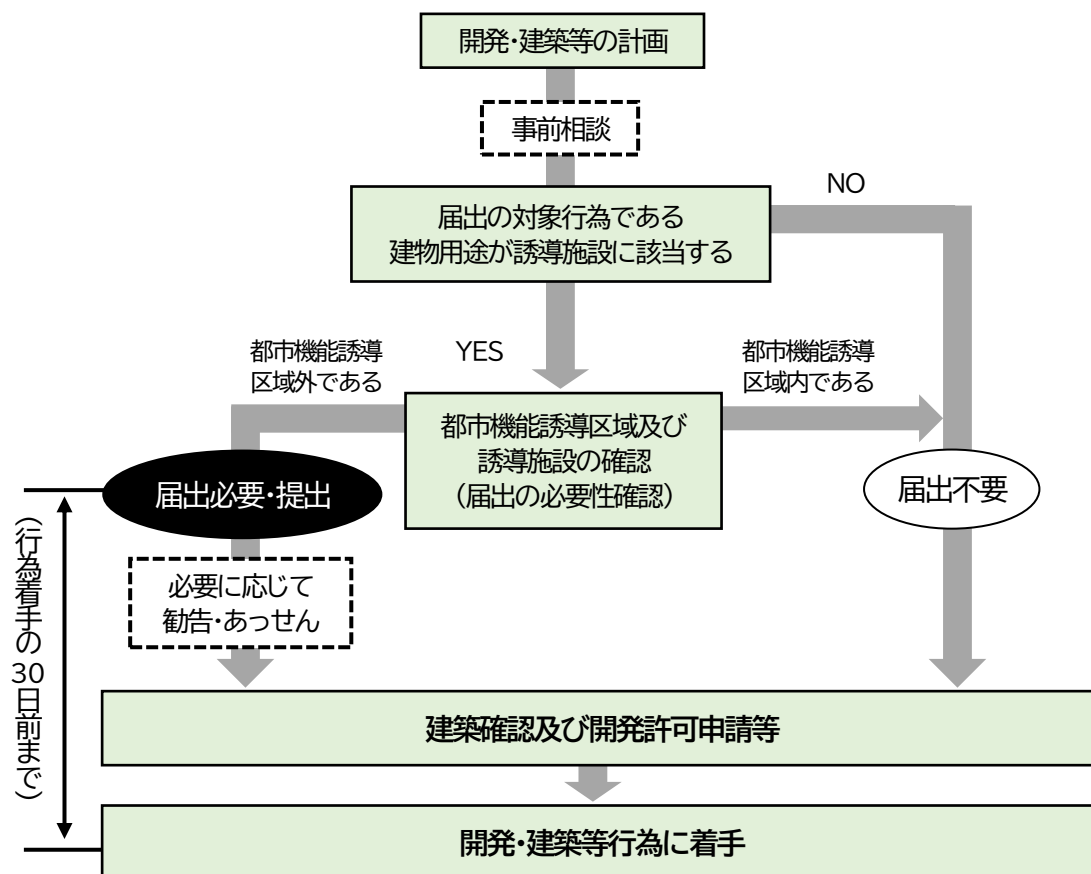
【届出の対象のイメージ】

(病院を新たに建築する場合)

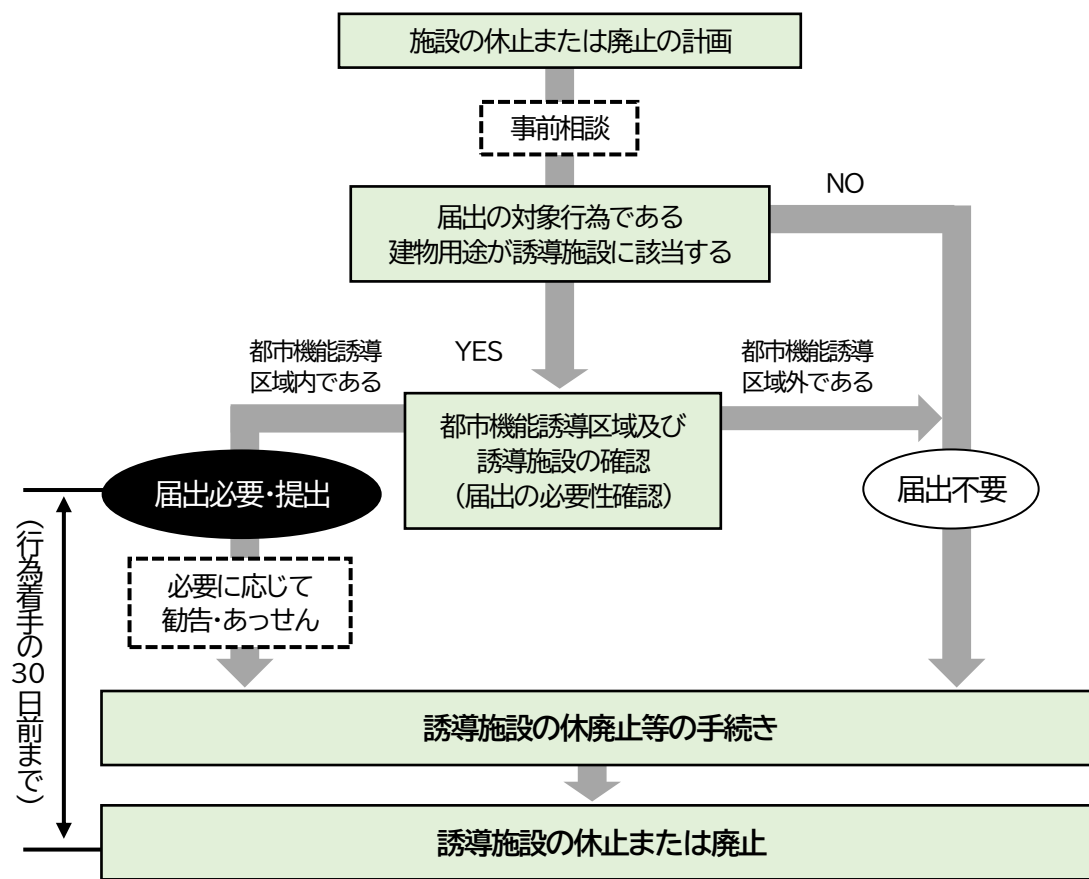


※本市は2つの都市機能誘導区域において、それぞれ誘導施設を設定しているため、高津エリアで設定しておらず、中心市街地エリアで設定している誘導施設の開発・建築等を行う場合は届出が必要となります。

【届出の運用フロー:誘導施設に関わる開発行為、建築等行為を行う場合(都市機能誘導区域外)】



【届出の運用フロー：誘導施設の休止・廃止をする場合(都市機能誘導区域内)】



【届出の対象とならない行為】

都市再生特別措置法(第108条第1項)及び都市再生特別措置法施行令(第42条、第43条)の規定により、以下の行為については届出が不要となります。

- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して、誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

【届出の時期】

①の開発行為・建築等行為については、行為に着手する30日前まで、②の誘導施設を休廃止しようとする場合には、休廃止の30日前までに届出書を提出しなければなりません。

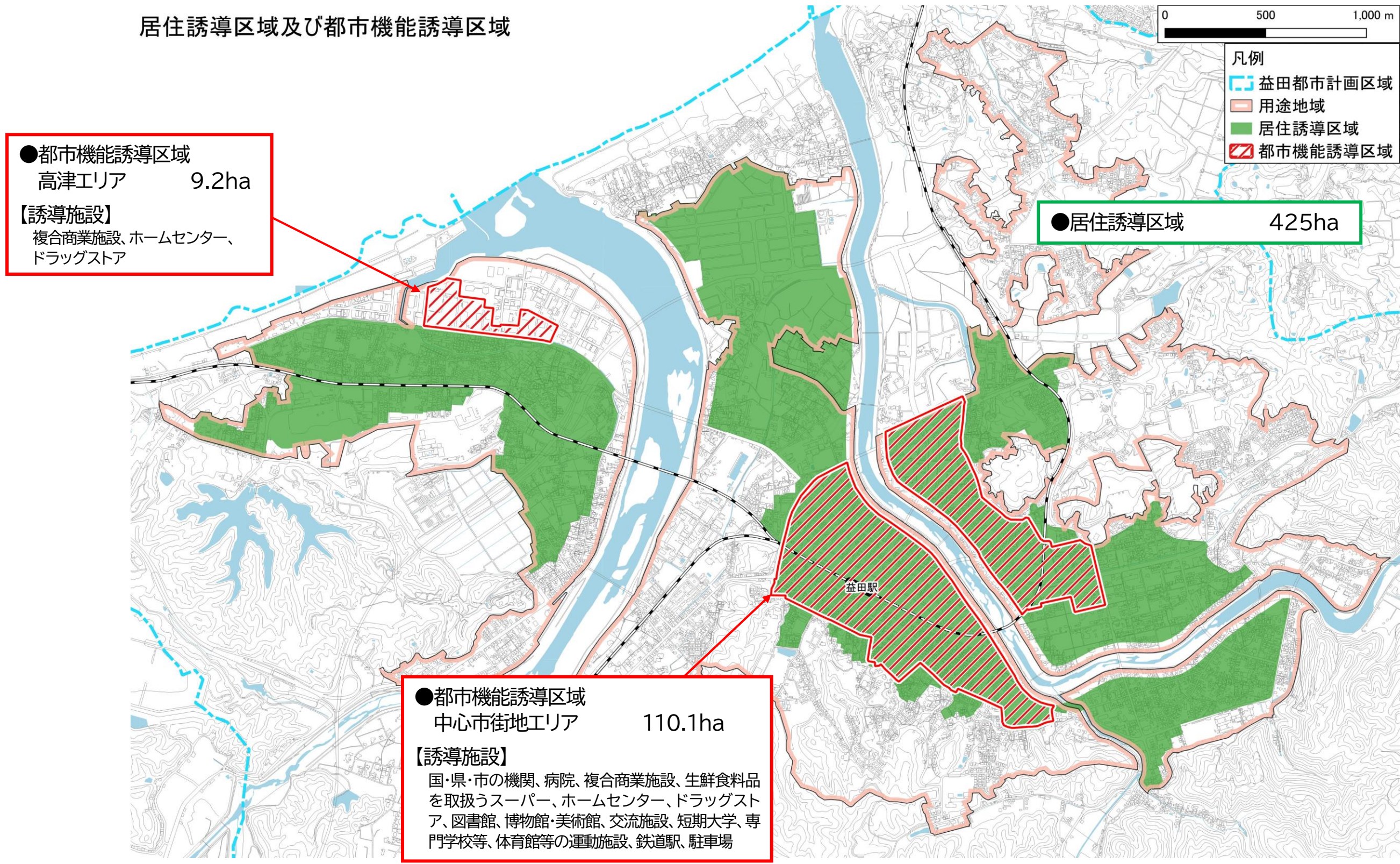
①については、開発許可申請や建築確認申請等に先立って届出をしていただくようお願いします。

【届出書の様式】

益田市ホームページから様式がダウンロード可能です。

4. 立地適正化計画で定める区域の概要

立地適正化計画において定める居住誘導区域・都市機能誘導区域の範囲は、下図の通りです。居住誘導区域は、居住を誘導し、人口密度を維持するエリアとして、都市計画区機内に設定しています。都市機能誘導区域は、誘導施設として設定した都市機能を維持・集積するエリアとして、居住誘導区域内の『中心市街地エリア』と居住誘導区域外ではありますが、大型店舗が集積して立地し商業拠点である『高津エリア』において設定しています。



詳細な区域図は P11～P13 を参照

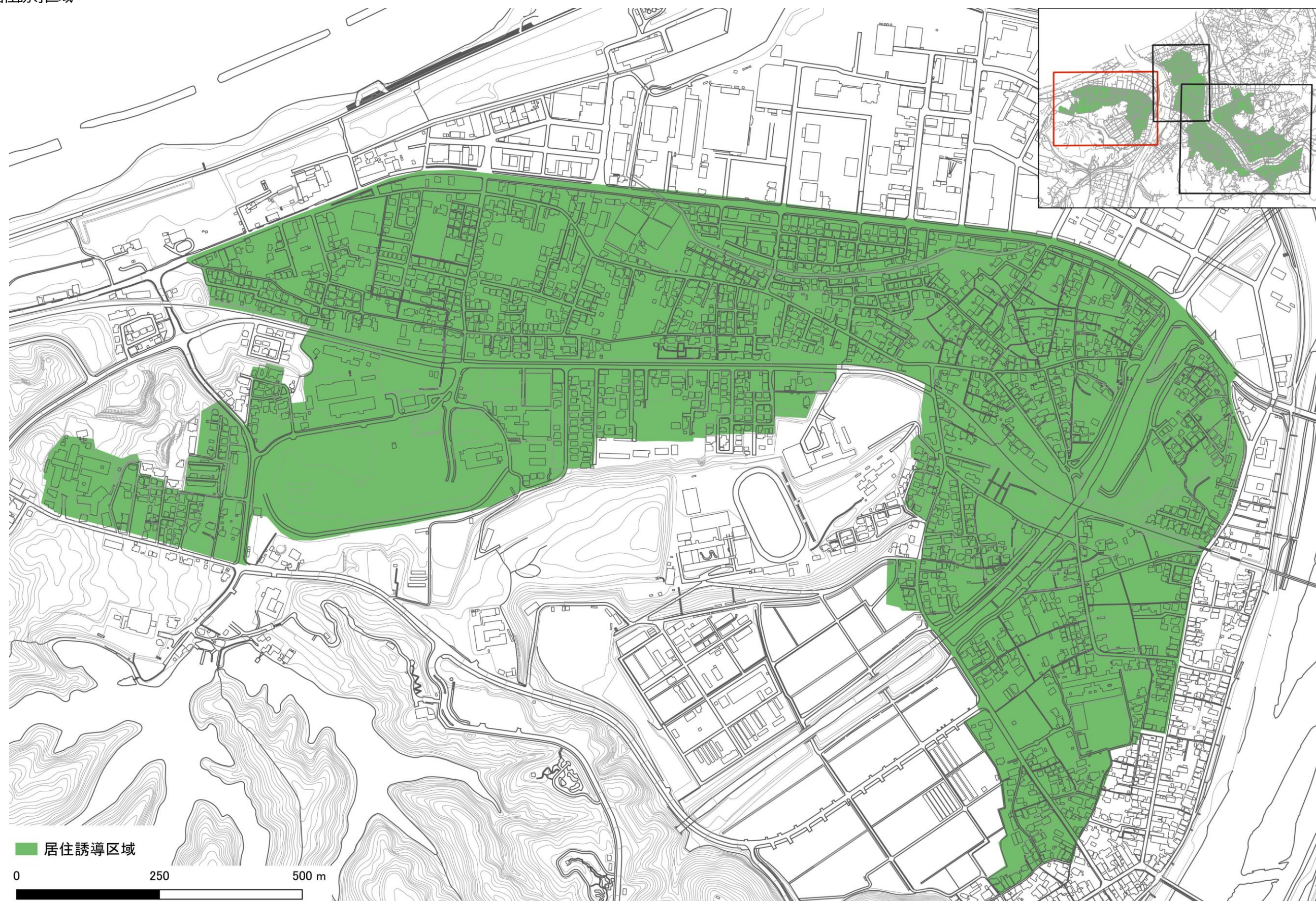
5. 届出の対象となる誘導施設

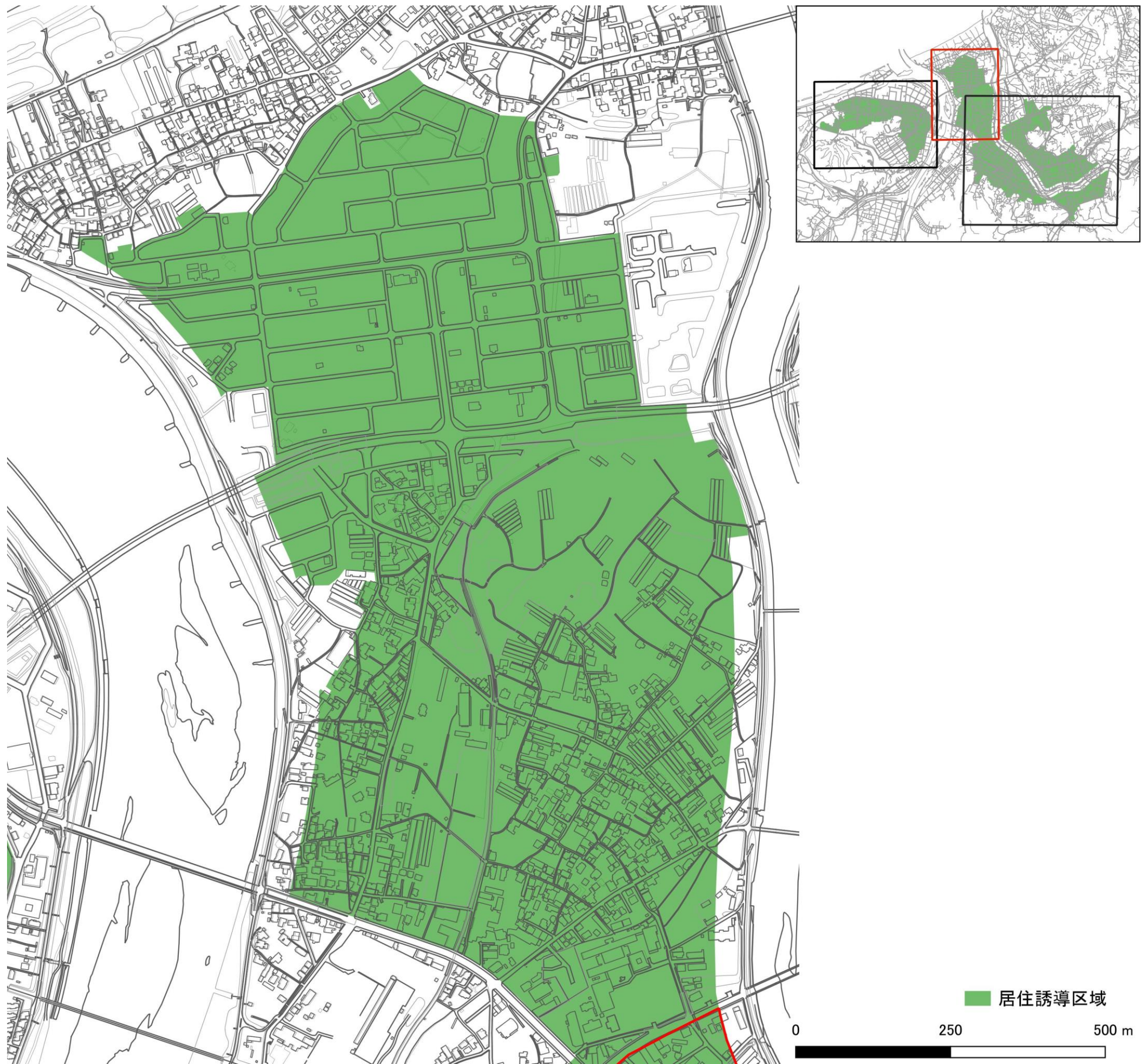
立地適正化計画で届出の対象となる誘導施設は、各都市機能誘導区域において、以下の通り設定しています。

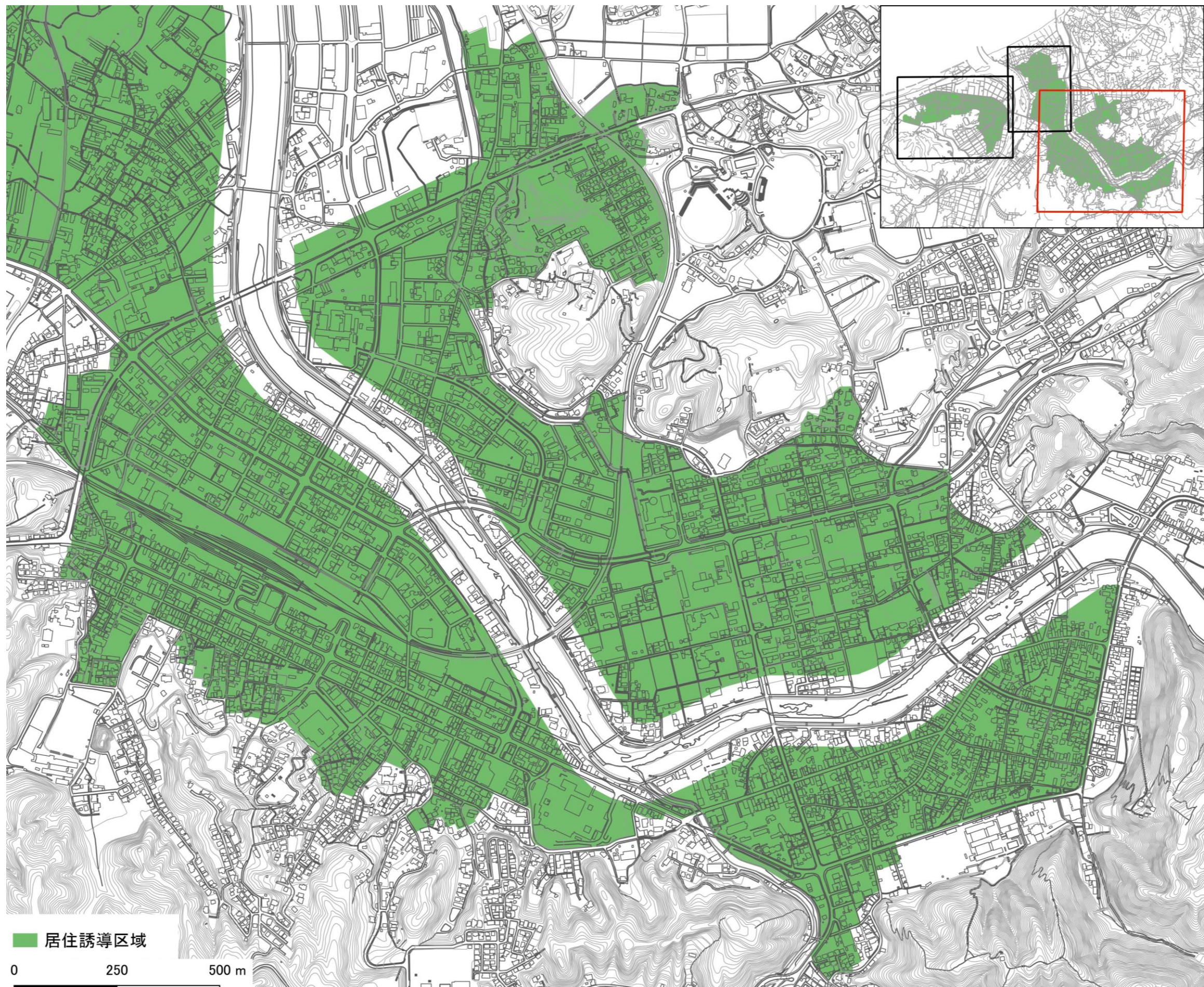
都市機能の種類	施設	定義	中心市街地	高津
行政	国・県の機関	国・島根県が所管する施設	○	-
	市の機関	地方自治法第4条第1項及び第155条第1項に規定する施設	○	-
医療	病院	医療法第1条の5に定める病院 (医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するもの)	○	-
商業	複合商業施設	小売店や飲食店、娯楽施設といった複数の商業施設を有する大型施設	○	○
	生鮮食料品を 取扱うスーパー	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設(共同店舗・複合施設等含む)で、生鮮食品を取扱うスーパーマーケット	○	-
	ホームセンター	大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で主に日用雑貨を扱う店舗	○	○
	ドラッグストア	大規模小売店舗立地法第2条2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設で主に医薬品・食料品等を扱う店舗	○	○
文化交流	図書館	図書館法第2条第1項に定める施設	○	-
	博物館・美術館	博物館法第2条第1項に定める施設	○	-
	交流施設	市民活動の拠点および交流機能を有する施設	○	-
教育研究	短期大学、専門学校等	学校教育法第1条に規定される大学 学校教育法第124条に規定される専修学校 学校教育法第134条に規定される各種学校	○	-
スポーツ	体育館等の運動施設	建築基準法 別表第1(三)二号に記載された建築物のうち、博物館、美術館、図書館を除く建築物	○	-
交通	鉄道駅	鉄道に関する技術上の基準を定める省令第1条七に規定される鉄道駅	○	-
	駐車場	駐車場法第2条一および二に規定される施設	○	-

6. 区域詳細図

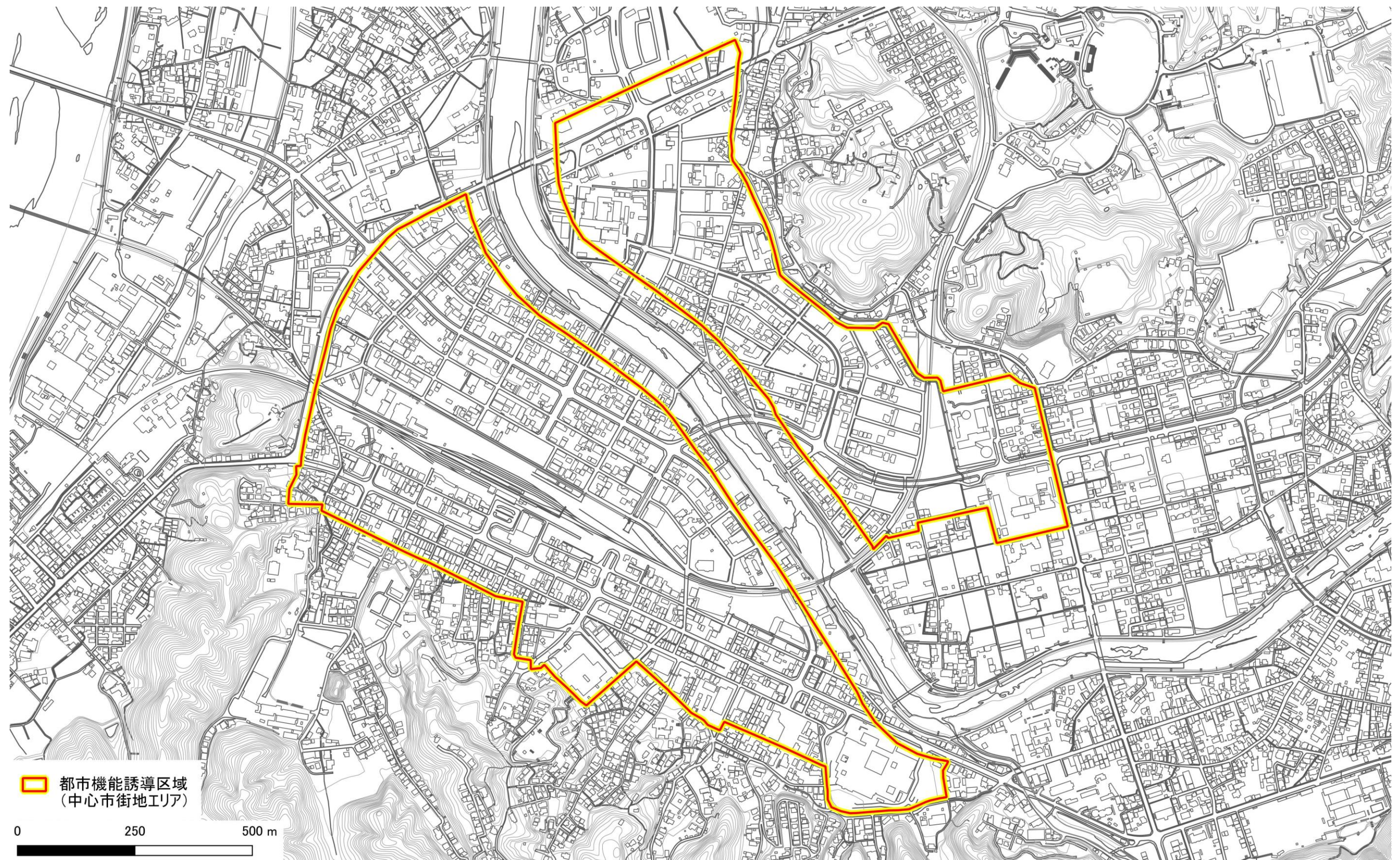
(1) 居住誘導区域

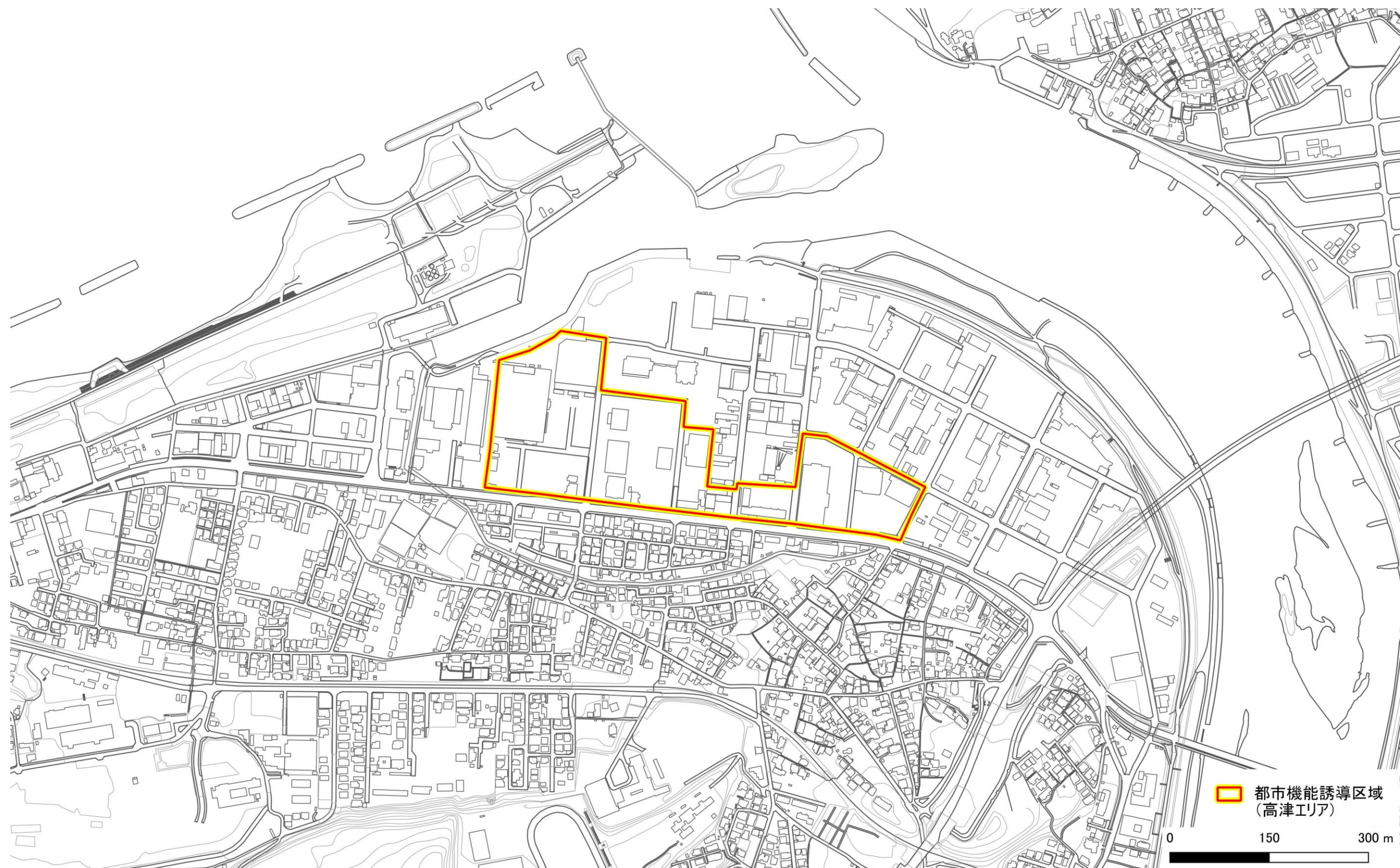






(2) 都市機能誘導区域 中心市街地エリア





7. 参考資料

(1) 届出制度に関する Q&A

【制度全般について】

Q (質問)	A (回答)
届出制度は何を目的とするものですか？	立地適正化計画の適正な運用に向け、住宅や誘導施設の立地動向を把握するとともに、本市のまちづくりの方向性を市民や事業所の皆さまに周知する機会として活用するためのものです。
届出により、計画の修正を求められることがありますか？	法的には、住宅や誘導施設等の適正な誘導を図る上で支障がある場合には市が勧告及び公表できることになっており、市が必要と認める場合には勧告及び公表を行う場合があります。
届出をしなかった場合の罰則はありますか？	居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関する届出を行わなかった場合には都市再生特別措置法第130条の規定により30万円以下の罰金が科される場合があります。
届出はいつから着手する行為に必要ですか？	届出の計画に伴い令和5年9月1日以降に着手する場合は届出の対象となります。
計画の運用開始時、すでに工事の着手予定日が決まっており、30日前の届出ができない場合はどうすればよいですか？	できるだけ早く届出をしてください。
届出をした事項に変更が生じた場合はどうすればよいですか？	変更に係る行為に着手する30日前までに、所定の様式により変更の届出をしてください。
届出の対象となる「住宅」とはどのようなものを指しますか？	一戸建て住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。 ※サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。
届出の対象となる「開発行為」とはどのようなことを指しますか？	都市計画法第4条第12項に基づき、主として建築物の建築または特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。
「着手」とはどのようなことですか？	開発行為については造成工事(切土、盛土等)、建築行為については構造物自体の基礎工事(杭工事がある場合はその時)を着手とみなします。 ※工事請負契約の締結、既設建築物の除却、地番調査のための掘削等は着手とみなしません。
不動産取引において、届出制度に関する説明は必要ですか？	必要です。届出義務については、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明書への記載の対象となります。

【届出の要否について】

Q（質問）	A（回答）
届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届け出は必要ですか？	敷地の一部でも届出対象区域になっている場合は届出の対象になります。
開発行為を行ったうえで建築行為を行う場合、開発行為の前に届出をすればよいのですか？	開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要です。
既存の3戸以上の住宅を改築し、3戸以上の住宅とする場合、届出は必要ですか？	改築や用途変更をした後の建築物が3戸以上の住宅となる場合は、届出が必要です。
3戸の建売住宅の着手日が同時でない場合も、届出は必要ですか？	届出が必要です。1戸目の着手予定日の30日前までに届出をしてください。
1つの建築物で、複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれ施設ごとに必要ですか？	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。
建物の一部に誘導施設を含む複合施設の場合も届出が必要ですか？	建物の一部でも誘導施設を有する場合は届出の対象となります。
仮設建築物も届出の対象となりますか？	仮設建築物については届出の必要はありません。また、期間限定の催し等において一時的に誘導施設の用途となる場合も、届出の必要はありません。仮設のための開発行為についても同様です。

【届出書の記入・提出について】

Q（質問）	A（回答）
届出者は誰になりますか？	開発行為の場合は開発行為者となります。 建築行為の場合は建築主となります。
代理人による届出は可能ですか？	委任状を提出することにより可能です。
届出は何部必要ですか？	1部の提出が必要となります。
届出書の地目、面積とは何に基づいて記入すればよいですか？	地目については登記簿に基づき、面積については実測に基づいて記入してください。
届出書の面積に、建築基準法による道路後退部分の面積は含まれますか？	含みます。ただし、既に道路として帰属される部分については、面積に含みません。
開発許可申請や確認申請との提出の前後関係はどのようにすればよいですか？	法的な定めはありませんが、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や、確認申請等に先立つ届出をお願いします。

(2) 届出に係る様式の記入例

様式1 居住誘導区域に関する届出 開発行為

様式1 (都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第1号関係)

記入例

開発行為届出書		
都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について下記により届け出ます。		
〇〇〇〇年 〇月 〇日		
(あて先) 益田市長		
届出者 住所 益田市 〇〇町 ××番 氏名 益田 花子		
(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (所在地、地番等)	益田市 △△町 □□字 123 番地
	2 開発区域の面積	〇〇〇〇 m ²
	3 住宅等の用途	分譲住宅 5 戸
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの。
- ②設計図で縮尺百分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式2 居住誘導区域に関する届出 建築等行為

様式2（都市再生特別措置法施行規則 第35条第1項第2号関係）

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

☒ 住宅等の新築
☐ 建築物を改築して住宅等とする行為
☐ 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

いづれかを選択

について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

届出日を記入
(着手予定日 30 日前まで)

(あて先) 益田市長

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所 在 地 番	益田市 △△町 □□字 123 番地
	地 目	宅地
	面 積	〇〇〇〇 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	分譲住宅	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	棟数及び戸数 : 1 棟 5 戸 工事の着手予定年月日: 〇〇〇〇年 〇月 〇日 工事の完了予定年月日: 〇〇〇〇年 〇月 〇日	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ①敷地内における住宅等の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの。
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十百分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式3 居住誘導区域に関する届出 開発行為・建築等行為の変更

様式3（都市再生特別措置法施行規則 第38条第1項関係）

記入例

行為の変更届出書

（あて先）益田市長

〇〇〇〇年 〇月 〇日

届出日を記入
（着手予定日 30 日前まで）

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

（連絡先）〇〇〇〇-〇〇-〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

2 変更の内容

住宅等の用途（分譲住宅5戸 → 分譲住宅6戸）

届出後、用途、面積等
の変更が生じた場合、
変更内容を記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

(1) 開発行為の場合

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの。
- ②設計図で縮尺百分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

(2) 建築等行為の場合

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの。
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式4 都市機能誘導区域に関する届出 開発行為

様式4（都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第1号関係）

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について下記により届け出ます。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 益田市長

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (土地の所在、地番)	益田市 △△町 □□字 123 番地
	2 開発区域の面積	〇〇〇〇 m ²
	3 建築物の用途	生鮮食料品を取扱うスーパー (床面積の合計 〇〇〇〇 m ²)
	4 工事の着手予定年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
	5 工事の完了予定年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの。
- ②設計図で縮尺百分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式5 都市機能誘導区域に関する届出 建築等行為

様式5（都市再生特別措置法施行規則 第52条第1項第2号関係）

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、
若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

いずれかを選択

- ☒ 誘導施設を有する建築物の新築
☐ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
☐ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

届出日を記入
(着手予定日 30 日前まで)

(あて先) 益田市長

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇

該当の施設が「誘導施設」であることが分かるように記入して下さい。店舗面積等の規定がある場合は記入して下さい。

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所 在 地 番	益田市 △△町 □□字 123 番地
	地 目	宅地
	面 積	〇〇〇〇 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	生鮮食料品を取扱うスーパー (床面積の合計 〇〇〇〇 m ²)	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	工事の着手予定年月日： 〇〇〇〇年 〇月 〇日 工事の完了予定年月日： 〇〇〇〇年 〇月 〇日	

注1 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

【添付書類】

- 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの。
- 建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一程度のもの。
- その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式6 都市機能誘導区域に関する届出 開発行為・建築等行為の変更

様式6（都市再生特別措置法施行規則 第55条第1項関係）

記入例

行為の変更届出書

（あて先）益田市長

〇〇〇〇年 〇月 〇日

届出日を記入
（着手予定日30日前まで）

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

（連絡先）〇〇〇〇-〇〇-〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

2 変更の内容

・店舗面積の変更

（変更前）1,000㎡ ⇒ （変更後）1,300㎡

変更する項目と変更前・
変更後の内容を記入

3 変更部分に係る行為の着手予定日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【添付書類】

(1) 開発行為の場合

- ①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一程度のもの。
- ②設計図で縮尺百分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

(2) 建築等行為の場合

- ①敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺百分の一程度のもの。
- ②建築物の2面以上の立面図及び各階平面図で縮尺五十分の一程度のもの。
- ③その他参考となる事項を記載した図面等の書類。

様式 7 都市機能誘導区域に関する届出 誘導施設の休止又は廃止

様式 7 (都市再生特別措置法施行規則 第 55 条の 2 関係)

記入例

誘導施設の休廃止届出書

〇〇〇〇年 〇月 〇日

(あて先) 益田市長

届出日を記入
(休廃止の 30 日前まで)

届出者 住 所 益田市 〇〇町 ××番
氏 名 益田 花子

(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇

都市再生特別措置法第108 条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、
下記により届け出ます。

記

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称 : スーパー〇△
用途 : 生鮮食料品を扱うスーパー
所在地 : 益田市 △△町 □□番

誘導施設の名称、用途、所在地が分かるように記入

2 休止(廃止)しようとする年月日

〇〇〇〇年 〇月 〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

年 月 日まで

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

・除却予定時期 : 〇〇〇〇年 〇月 〇日

※当該建築物を存置する予定がない

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

益田市立地適正化計画に係る届出の手引き

令和5(2023)年 9 月

作成 益田市 建設部 都市整備課

〒698-8650 島根県益田市常盤町 1 番 1 号

Tel:0856-31-0351 Fax:0856-31-1480

Mail:toshi@city.masuda.lg.jp

URL:<https://www.city.masuda.lg.jp>